

## 回答書

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

[回答]

介護・福祉・医療など社会保障施策の充実は、第6次総合計画の基本計画の中で、保健・医療と福祉の充実として“健やかでいきいきと暮らせるまちづくり”を目指しています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

[回答]

2009年度は介護保険料の見直しの年であり、ご承知のように、介護保険料は介護サービス給付費等の見込み額により決定しています。よって、介護サービス給付費等に見合った適正な保険料を設定していきたいと考えています。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

[回答]

当市は、第1段階及び第3段階の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者について、保険料の20%減免を実施し、低所得者の軽減措置をとっています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

[回答]

現在実施している低所得者に対する利用料の減免は、障害者のヘルパー減免、施設入所等の特定入所者介護サービス費の支給及び社会福祉法人の生計困難者利用者負担額の軽減措置があります。

当市においては、国の制度のなかで減免制度を実施していきます。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

[回答]

軽度認定者の訪問介護の利用については、個々の利用者の状況に基づき判断しております。福祉用具の貸与につきましては、必要と認められる場合、適切なケアマネジメントにより利用は可能となっています。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

[回答]

2009年度以降の施設整備については、現在、計画の策定に取りかかっており、今後3年間の各施設・在宅サービスの個々の必要量を予測し、これに対し、基本的には100%の供給を確保することを目標としています。

特に特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設については整備の促進に努めているところであり、今後とも、要介護者のニーズに応じ、適切なサービスの供給に努めてまいります。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

[回答]

適正な賃金・労働条件の財政的支援については、全国市長会から国に対し、人材の確保が図られるよう介護報酬の見直し等を求めてています。

介護労働者の研修については、スキルアップを図るため、市主催の現任介護職員及びケアマネジャー研修を年10回程度開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

[回答]

配食サービスにつきましては、平成17年度より毎日の配食を実施しています。料金については平成19年度と同様であります。

また、平成18年度より、栄養の改善、閉じこもり予防のための高齢者のための簡単料理教室を開催しています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

[回答]

市民の足となるバス等の巡回バスを運行しています。また、特定高齢者施策事業において、運動器の機能向上事業等に参加される場合、バス等により送迎を実施しています。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

[回答]

街角サロン等の集まりの場の援助につきましては、「ふれあいクラブ活動支援事業補助金」を交付し、地域福祉活動の促進に努めています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

[回答]

当該年の12月31日現在に要介護1から5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答]

認定書及び申請書の個別送付は行っていませんが、広報への掲載、要介護認定結果通知書に制度の案内文を同封するなど周知を図っています。また、平成19年度より要介護認定を受けている方に、この制度をより知っていただくため、個別に案内を送付しております。

なお、申請書については平成19年11月より一宮市のホームページからダウンロードできるようにいたしました。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

[回答]

ひとり暮らし非課税者の方につきましては、一宮市は平成20年4月以降も対象としております。老人医療費及び老人保健の対象年齢の段階的な引き上げに伴い、福祉給付金の対象年齢も70歳から引き上げられることになったわけですが、ご理解ください。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

[回答]

保険証の取り上げ・資格証明書の発行についての運用については、相当な収入があるにもか

かわらず保険料を納めない悪質な方に限って適用するものです。愛知県広域連合の動向によりたいと思いますので、ご理解ください。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

障害者医療費助成制度は、県の補助対象事業であります。今後、助成対象とするかしないかは、県の動向によりたいと思いますので、ご理解ください。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

[回答]

一宮市は、国保事業についての補助制度・利用割引はありません。

### 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

[回答]

現在、6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者(就学前)まで、現物給付により入・通院医療費の助成を実施しております。入院医療費については、償還払いですが中学校卒業までを助成の対象としております。今後の子ども医療費の助成の拡大は、少子化対策として非常に重大な課題の一つとして認識しております。市の費用の問題もありますが、時代のすう勢でもあり前向きに検討していきたいと考えております。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

[回答]

妊産婦の無料健診は、産前5回を無料といたします。回数を増やすことについては、国等の動きを見ながら検討してまいります。

### 4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

[回答]

保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源で、個人の所得に対して賦課、徴収するということで、一定のルールに従い、取り扱いさせていただいており、国保税の減免については、高齢者、障害者、低所得者等幅広く実施しております。

イ.就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

[回答]

現行どおり均等割の対象となります。ただし、世帯の所得が一定以下で、加入者数によっては、減免制度の対象となります。

ウ.前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

[回答]

現行どおり均等割の対象となります。ただし、世帯の所得が一定以下で、加入者数によっては、減免制度の対象となります。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[回答]

現行の減免制度に従います。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母

子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

[回答]

資格証明書や短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

[回答]

保険税の滞納分は、他の市税と合わせて、納税課にて徴収しています。納税課では、滞納理由・現在の所得状況などを本人から聴取して、分納など納めやすい方法により納付していただいております。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

[回答]

後期高齢者医療費制度と同様に、過去2年間保険料の納め忘れがなかった方は、申し出でいただければ、口座振替で納めていただけますのでご理解ください。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

[回答]

現行の減免制度に従います。

## 5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

[回答]

この資産要件は、障害者自立支援法施行規則で定められている事項であり、一宮市として撤廃することはできません。なお、本年7月より所得区分認定にかかる世帯の範囲が見直され、障害者については「本人と配偶者」のみの所得で判断されることとされました。これに伴い、資産要件により負担軽減措置の対象とならないというケースは激減し、多くの方が新たに負担軽減を受けていただけになりました。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

[回答]

補装具については、障害者自立支援法に則し補装具費を給付することとしており、利用者には1割又は負担上限月額までの負担をしていただいております。日常生活用具についても、補装具に準じた扱いをすることとしております。

移動支援、地域活動支援センターについては、他の地域生活支援給付事業(日中一時支援、生活サポート)の利用者負担と合算して負担上限月額までの負担としており、障害福祉サービスの利用もある方については、障害福祉サービスなどの利用者負担と合算して高額地域生活支援サービス費の算定基準までの負担となります。なお、高額地域生活支援サービス費の算定基準は、高額障害福祉サービス費の算定基準を準用しており、いったん1割相当分を負担した後、申請をすることにより算定基準超過分が償還されます。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

[回答]

第2期障害福祉計画の策定に当たっては、すでに事業者並びに障害者やそのご家族からのヒアリングを実施しました。ヒアリングにより聴取した地域の実状等を踏まえ、実態にあった計画となるよう第2期障害福祉計画の策定を進めております。

## 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、

実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

[回答]

がん検診については、受診に見合う負担をしていただくため、自己負担金をいただいております。歯周疾患検診については、自己負担金はありません。

実施期間については、がん検診については、冬季はインフルエンザ等が流行することも考えられますので、5月から10月の6か月間としております。歯周疾患検診については、5月から12月の8か月間としております。

また、乳がん検診は一部集団検診としていますが、他は個別で受診できます。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

[回答]

40歳から70歳までの5歳間隔の節目年齢のかたを対象に年1回無料で受診できます。

## 7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

[回答]

公的年金からの市民税・県民税の特別徴収(天引き)については、現行の地方税法及び市税条例の規定を適用します。

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

[回答]

年金問題については、現在、国において「最後の一人まで正しい年金が支払いできるよう」対策をとっているところです。また、国は、社会保障の一体的見直しを推進しており、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を確保しつつ基礎年金国庫負担割合の引き上げや、被用者年金制度の一元化の推進など検討されており、その動向を見守っていきたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思います。また、社会保険庁の解体については、国会にて検討されておりますので、ご理解ください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

[回答]

今年の4月に施行されたばかりの制度です。第78回全国市長会議において、医療制度改革及び医師確保対策に関する決議の中で、「後期高齢者医療制度の等の円滑な運営」として要請をしております。また、現在、国会にて見直しがされており、その動向を見守りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

[回答]

介護給付費の国の負担分については、給付費の25%(施設分20%)を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化するよう、市長会を通じ働きかけています。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

[回答]

子育て支援として、4月より2割負担となったばかりです。今後の動向を見守りたいと思いますのでご理解ください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

[回答]

税制度のあり方については、それを研究検討すべき機関の議論の推移を見守りたいと考えています。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

[回答]

社会保障費の抑制の継続については、国で検討されておりますが、方向性は不透明のため引き続きその動向を見守りたいと思いますのでご理解ください。

[回答]

医師および看護師不足は、全国的なものとなっており病院経営をしていく上で深刻な問題となっている。特に医師不足により全国の病院では、救急診療からの撤退、診療科の休診や病棟の一部閉鎖など機能の縮小に追い込まれているのが現状である。さらに、200床前後の病院では、医師臨床研修制度の影響で大学医局から医師の引き上げが急加速し、病院経営を続けていくことが困難な時代となっている。

こうした事態に対して8月28日文部科学省より平成21年度の大学医学部の定員数を今年度より約770人増員する方針が出された。ただ、これだけの増員では到底不足する医師を充足することはできないため、来年度以降もさらに定員数の増員を図り医師確保を促進するとともに、勤務医への診療報酬の評価を上げるよう要望を、県下公立病院院長会議等で出していきたいと考えています。

また、看護師不足についても、平成18年度の診療報酬改定で新たな看護配置基準が設けられ、全国の病院が新基準(7:1 入院基本料)の施設基準を満たすため看護師確保に奔走した結果、看護師不足が加速した。より重症度の高い患者さんが必要な看護を受けられる診療報酬制度であるとともに、看護師の労働疲弊等による離職率抑制のための制度改革や看護師養成の増大についても、看護部長会議等で要望を出していきたいと考えています。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

障害者医療助成制度は、公的制度を利用した場合の助成制度ですので、今後の動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

[回答]

4月からひとり暮らし非課税者を対象外としたばかりですので、今後の動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

[回答]

4月から開始されたばかりですので、今後の動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

[回答]

4月から通院助成を4歳未満から未就学児に拡大したばかりですので、今後の動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

[回答]

県の補助金要綱により定められておりますが、機会のあるごとに要望してまいります。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

[回答]

4月より精神疾病的入院助成が施行されました。さらに自立支援医療部分についても助成の対象となりました。今後も、機会のあるごとに要望してまいります。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

[回答]

提出の予定はありません。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

[回答]

①から⑤の事項については、4月より制度が開始されたばかりですので、今後の動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。